宗教と公益

洗 建(駒澤大学)

1、はじめに

現在、宗教界では「公益性」を巡る論議が盛んである。その背景には公益法人制度の改革がある。旧来、公益法人の設立には、許可制による高いハードルが設けられており、容易に法人設立ができない一方で、官製の公益法人が乱立し、官僚天下りの温床になっていた。このような状況に厳しい批判がなされていたので、非営利団体の法人設立を自由化しようとするのが、この公益法人制度の改革の始まりであった。そもそも、民間の非営利団体が、民間の意図と資金によって法人を設立しようとするときに、行政の許可や監督を条件としていた従来の制度が、結社の自由を保障する憲法の精神から見ても、おかしなものであったので、この改革そのものは好ましいものであった。

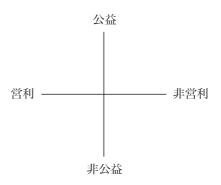
しかし、「非営利団体の法人設立を自由化し、これを非課税とすれば、その制度を悪用し、脱税をはかるものが続出しかねないから、自由設立の一般社団・財団は原則課税とし、その中で公益性の高いものについては公益性審査を行い、公益認定されたものだけを非課税とする」といういわゆる二階建て構想が打ち出された。この構想の発想そのものが変なものであった。たしかにどのような制度を設けても、これを悪用することを企む者が出てくる可能性はあるのであるが、これに対処するためには、いかにしてこれを摘発し、いかに処罰するかを考えるのが筋であるはずであり、悪用されるかも知れないから、全体に課税するという発想は、あたかも税法を処罰法規のように扱うものであり、法人設立自体をも抑制しようとするかのような発想法であって、出発点から筋を誤っていたというべきであろう。

宗教法人など、旧民法第34条の特別法によって設立された法人は、この制度 改革の対象から除外されていたのであるが、この考え方の影響は必ず宗教法人 にも及ぶので、何か公益事業や公益活動を行わなければ、公益性に欠けるもの として、宗教法人課税論が出てくるに違いないというのが、現在の公益性論議 を生み出すことになったのである。

課税問題に関しては、非公益の一般社団・財団法人であっても、その定款に「収益の分配を行わない」ことが明記されていれば、これを非課税とすることで決着したのであるが、宗教界での論議は収まりそうにない。「宗教法人は非課税の特典を与えられているのだから、公益的でなければならない」という圧力は、従来からあったのであるが、その圧力は今後いっそう強まると思われるからである。我が国では、非課税と公益性が関連づけられ、非課税は公益性の故に国家が保護する特権であると考えられてきたのだが、それは果たして正当なものであろうか。もし、この考え方を認めれば「いかなる宗教団体も国から特権を受けてはならない」とする憲法と矛盾を生ずることになる。そこで非課税と公益性の問題を少し整理して考えてみる。

我が国で公益性と非課税が関連づけて考えられるようになったのは、旧民法が法人を営利法人と公益法人に二分して、営利法人は課税、公益法人は非課税としていたことによるものと思われる。しかし、営利の反対概念は、公益ではなく、非営利であるはずである。図のように、営利・非営利の軸と、公益・非公益の軸は、直角に交わるのでなければならない。したがって、営利法人であっても、公益性が無いわけではなく、たとえば、物の生産や流通を行う営

利会社などの事業は、そのおかげで「不特定・多数」の一般人の経済が成り立っているのだから、公益性を認めて良いであろう。一方非営利の団体でも、たとえば、同窓会などには格別の公益性があるとも認められない。旧民法下ではそのような非営利・非公益の団体には法人化の道が



閉ざされていた。これと課税の有無の関係を見てみれば、営利法人は公益性があっても課税対象とされている。一方、非課税であるのは、公益法人のみではなく、同窓会などの「人格無き社団」も従来から法人税非課税であった。このように見てくれば、非課税の根拠は公益性の故ではなく、非営利性の故に「担税力」が認められないからと考えるのが本筋であろう。そうすれば、非課税は特権ではなく、憲法との矛盾も解消される。

しかし、旧民法の下で営利法人は課税、公益法人は非課税とされた歴史の故に、公益性が非課税の根拠であるとする思想は、深く根を下ろしており、容易に消えそうにない。宗教課税が現実に差し迫っているのかどうかは、断定的に判断することはできないが、「非課税なのだから公益的でなければならない」という要求は、これからも続くであろうことは推測できる。しかも、「不特定多数の人の利益に資する事業(活動)」という従来の「公益性」の抽象的な概念規定から、より具体的な公益認定基準が法制化されたことにより、課税問題と絡めて公益性を求める圧力は、いっそう厳しくなるものと思われる。しかし、このような圧力は、宗教の本質をゆがめ、宗教を圧殺する危険性をはらんでいる。そこで、宗教の本来的な社会的な機能に着目して、それと公益性(社会・人類への貢献性)との関係を考察してみたい。

2、社会の維持・統合の機能

宗教には社会を維持し、統合する働きと、既存の社会に挑戦し、これを変革 しようとする働きがあることは、宗教学上広く承認されている。これは宗教に 異なった別々の働きがあるのではなく、宗教の本来的な働きが、当該宗教と社 会との関係によって、両面の働きを示すにすぎないのであるが、その両面から 考察することとする。

宗教は人類に世界観を提供してきた最も古い文化である。近代以降、世界観は宗教の専売ではなくなったが、哲学者や思想家が示す世界観も、その社会を形成してきた宗教の世界観から完全に自由ではあり得ない。人間は対自的意識を持っているために、自分が何のために生きているのか、いかに生きるべきかを問い、生きる指針となる規範が無くては、うまく生きることができない。こ

のような人間の性格のため、人間は生きる規範の基となる世界観を求めざるを 得ないのである。その世界の秩序のイメージを提示し、人間存在の意味を明ら かにし、善悪を中心とする価値観、あるべき規範を与えてきたのが、宗教とい う文化である。それは必ずしも、言語化され、意識化された体系的なものでな くとも良い。むしろ、自己存在の意味を感覚的、感情的にも実感として感じさ せてきたところに宗教の特性がある。このようにして、宗教は言語とともに社 会・文化形成の基礎となった。社会の基礎を形成してきた宗教は、その社会の 人々に「ものの見方」の枠組みを与え、宗教の存在自体が社会の中心的価値観 を支え、社会を安定させ、維持していく働きを持つことになる。

宗教は人生の途上で困難に出会い、悩み、苦しむ人々には、その原因を明らかにし、対処の仕方を説き、救いを与えようとする。仏教では大慈大悲の精神が尊重され、大乗仏教では菩薩道(利他の行)こそが仏教者の歩むべき道とされる。キリスト教では、神の愛が説かれ、博愛の実践が尊ばれる。このように苦しむ人々を救おうとする宗教の営みの延長線上に、慈善や福祉事業などの、いわゆる公益活動が生まれてきた。行基の社会事業や仏教思想に基づく悲田院の建設などは仏教が生み出した福祉事業として知られており、キリスト教の慈善・福祉活動は極めて活発であり、救世軍などでは貧窮者に手をさしのべることが信仰の中心活動になっている。慈善、福祉、教育などのいわゆる公益活動は、宗教から生まれ、これが世俗の政治に取り入れられていったものである。したがって、信仰的要請によって行われる公益活動は、もちろん否定されるべきものではない。

しかし、このような活動が宗教の救いの働きの根本であるわけではない。つまり、人間の苦しみに対して、その原因となる外部の状況を変えることでこれを救うというより、人の内心を変えることにより、悩みから救うことが、宗教の基本的働きである。医学は治療法の確立していない不治の病に対しては無力であるが、宗教はこのような病に苦しむ人をも救おうとする。そのような病を得た理由を明らかにし、その試練の意味を理解させ、対処の仕方を納得させることにより、事態打開への見通しを与える。人の悩みの中心的な要素は、多分に心理的なものであり、病そのものは治癒できなくても、見通しを得ることで

不安が解消すれば、悩みの大部分は消滅する。宗教の救いや癒しの基本的働きは、このような性格のものである。原始仏教のように、執着を断つことにより、心安らかに現実を受け入れさせようとするものや、神や仏などの超自然的存在や超自然的力の働きを頼むものなども、外界の打開というよりも、人間の内心を変えることにより、救いをもたらすものである。したがって、外界の条件を変えることで、苦しむ人々を救おうとする、いわゆる公益活動は、あくまで宗教的救いの延長線上に出てくる副産物にすぎないといわなければならない。

したがって、すべての宗教がいわゆる公益的活動をするとは限らない。世俗社会を離れて、もっぱら山の中で滝行などの修行に励むのも、修道院にこもってひたすら神に仕える禁欲的生涯を送るのも、立派な宗教なのである。日常的経験からは決して得られない、特殊な宗教的経験の中から、未知の新たな価値が生み出される可能性があるのである。

このように見てくれば、公益法人認定基準に示されたような「公益性」を一律に宗教に求める圧力は、宗教をゆがめ、宗教を殺してしまう危険性をはらんでいる。宗教的信仰の内発的動機によって公益的活動や事業を行う宗教は、もちろん立派なものとして評価されるべきであるが、信仰の問題はちょっと脇に置いておき、公益的でなければ課税されるかも知れないという外圧によって、どんな公益活動、社会貢献をすればいいのかを探し求めている現在の宗教界の状況は、本末を顛倒し、宗教本来の姿を見失っているものと言わなければならない。また、宗教に「公益性」を要求する社会や行政に対しても、警告を発すべきであろう。

もし、宗教の公益性をいうのであれば、認定基準が規定するような「公益性」ではなく、社会の伝統的価値をその基底において支えて、社会を安定させ、これを維持する宗教の存在そのものを、「公益的」であると見なすのでなければならない。

3、社会への挑戦・変革機能

宗教は日常的経験とは異質の非日常的宗教体験を核として発生する。仏陀

の修行による悟りの体験が基になって、仏教が生まれた。キリスト教の教義は、復活したイエスに出会うというパウロの回心体験を基本に形成されている。神道その他の自然発生的古代宗教の起源はこれを歴史的に確認することはできないが、集団の誰かの宗教的体験が集団的表象として共有され、その積み重ねによって次第に形成されていったものと考えられる。 宗教的体験は世俗の日常的経験とはまったく異質なものなので、これに基づいて説かれる発生初期の宗教は、社会の常識とかけ離れた不気味で危険なものと見られることが多い。多くの新宗教が、得体の知れないものとして警戒される理由の一つはここにある。しかし、その時期のその社会においては理解されなくても、世俗社会では思いもよらない新たな人間の生き方や、新しい価値を提示している場合がある。それが宗教の既存社会への挑戦・社会変革の働きである。それは見方によっては、反社会的な性格をもつものと見なされる場合も少なくない。

原始仏教が理想とする解脱・涅槃を目指すには、出家・修行することが基本とされる。釈尊自身も妻子を捨てて、修行の道に入ったが、見方によってはそれは反社会的な行為と見ることもできるだろう。インド社会では、このような修行者は珍しいものではないが、結婚をせず、生産活動を放棄することは、社会を崩壊させる危険性があるのである。出家修行を基本とする上座部仏教国のタイなどでは、男児はすべて一度出家するが、その大部分が再び還俗することで、世俗社会との調整が図られている。

また、釈尊は「人間は生まれによって尊いのではなく、業 (行い) によって尊いのである」と説いた。これは現代社会から見れば至極当然の教えであるが、カースト制によって、社会秩序を維持しているインド社会では、社会の秩序を乱す教えであったに違いない。アショカ王の頃、一度は国教の地位を得た仏教も、カースト制を脱することの無かったインドでは結局受け入れられず、仏教はごく一部のアウトカーストの宗教として残っているだけである。仏教はヒンドゥー教に吸収され、一般のインドの人々にとっては、仏陀もヒンドゥー教の神の一つと見なされるに至っている。

ユダヤ教から超越的唯一神の信仰を継承し、偶像礼拝を禁止したキリスト教 は、皇帝崇拝を国家統合の基軸としていた古代ローマ帝国では、社会の秩序を 破壊する危険な宗教として、厳しい弾圧を受けた。ほぼ同様の事態は、現人神たる天皇が国家を統治していた近代日本でも経験したところである。公認の地位を得た後も、キリスト教は国体にそぐわない反社会的宗教として、絶えず警戒感をもって監視されていた。しかし、ユダヤ教・キリスト教・イスラームという一神教の系譜が、あらゆる地上的権威や権力の相対性、有限性を暴き出す鏡として働いた人類史に対する歴史的貢献には、計り知れない大きなものがあるというべきであろう。

また、現代では当然のこととして受け入れられている個人の尊厳を前提とした、個人を中心におく社会観も、その起源の頃には大変危険なものと考えられていたものと思われる。中世ヨーロッパでは、このような個人主義は決して当然のものではなかった。中世のカトリック社会にも、もちろん個人は存在し、その救済も大切ではあったのだが、中心的な課題はイエスを首長とするキリスト教社会全体の救いであったという。その社会は「コルプス」というラテン語で表現されており、社会とか、共同体というより、はるかに強く、緊密に結びついた有機体・身体としてイメージされていた。「全体の善」が優先し、平信徒が直接神と交流することはあり得ず、神のすべては教皇を通して示される「教会の外に救い無し」という全体主義的社会であった。

このような状況に変化をもたらしたのは、もちろん、ルターに始まる宗教改革であった。ルターは自身の救いを巡る悩みから、人間が救われるのは「信仰(によって)のみ」であり、カトリックが提供していたそれ以外の救いの道はすべて否定して、教皇の存在意義をも否定する「万人祭司」の信仰に至った。信仰は人の内心にあるものなので、これは個人と神を直接結びつける契機を内包しており、個人を中心に置く可能性を秘めた思想であったが、ルターにも、宗教改革の中心人物であったカルヴァンにもその自覚はなかったと思われる。宗教改革期に、最も早く個人主義的な主張を展開したのは、再洗礼派であった。洗礼はキリスト教への入信儀礼であるから、洗礼を受ける前に夭折すれば「救い」を得られないので、カトリックのみではなくほとんどのプロテスタントも、出生してまもなく「幼児洗礼」をするのが主流である。これに対して「信仰のみ」を推し進めれば、洗礼も本人の信仰によるべきであるから、自覚

的意識が生じてから「成人洗礼」をすべきであるというのが彼らの立場であった。当然当時は、彼らも幼児の時に一度すでに洗礼を受けているので、二度目の洗礼を主張する「再洗礼派」というあだ名が、周囲からつけられた。

現代から見れば、成人洗礼のどこが危険であるのか、理解に苦しむほどであるが、彼らの主張は当時極めて危険なものであると見なされた。そして結局、カトリック、プロテスタント主流派の両者から武力攻撃を受けて、東欧に逃れ、歴史の表舞台から姿を消すことになった。

なぜ危険視されたのか、おそらく彼らの主張に個人主義のにおいを嗅ぎつけたからであったのだろう。当時の感覚からすれば「個人が勝手にバラバラの主張を述べれば、社会は解体してしまう」と考えられ、危険思想と思われたに違いない。彼らの主張には信教の自由、政教分離の萌芽が見られるという。彼らの個人中心の思想は、当時はまったく受け入れがたい危険思想と見なされたが、100年ほどの歴史を経過して、ピューリタンを中心に開花し、さらに世俗の自然法思想や個人の尊厳の哲学などに継承されて、近代民主主義の形成へとつながったのである。

このように見てくれば、宗教が持つ既存社会への挑戦・社会変革の機能は、特定の時代・特定の社会の世俗の価値基準から見れば、公益的であるどころか、反社会的になものに見えるものであると言えよう。この働きの人類史的貢献性は、後の歴史のみが評価することができる。もちろん、このような貢献性は、すべての宗教が等しくもっているということはできない。むしろ、宗教史的には後世に対する何の貢献も果たすことなく、歴史から消えていった宗教の方が多いといえるだろう。しかし、それも後の歴史のみが判定できるのであって、いずれの宗教が後に評価される新たな価値を提示しているのかを、現時点で判断することはできない。しかし、宗教が日常経験からは得ることのできない人間の生き方、新たな価値を提示する潜在的可能性を秘めていることは事実である。したがって、現時点での世俗社会の「公益」基準を宗教に適用し、これを強制することは、宗教の働きを殺してしまう危険があるといわなければならない。

もし、この側面からあえて宗教の公益性を問うのであれば、時代の常識にと

らわれず、世俗の善悪を超えた独自の人間の生き方、価値観を提示する働きそのものを公益と認定するので無ければならないであろう。

4、結び ― 「宗教の公益性」

したがって、宗教に対しては、世俗の公益認定基準を適用することなく、理解しがたい、不気味な、反社会的に見える宗教に対しても、その自由を尊重しなければならない。信教の自由を保障する思想は、異なる宗教間の争いから、まったく理解しがたい、誤りとしか思えない他者の宗教に対して、しかしそれが当事者にとってはかけがえのない真実であることを承認し、その自由と権利を尊重することから生まれたものである。まったく同じことが世俗の価値観との間でも行われなければならない。つまり、世俗の価値観を宗教に強要することがあってはならないのである。特に国家権力は宗教の領域に介入し、その価値観を押しつけてはならない。行政が課税を「脅し」の道具として「非課税であるのだから、公益的でなければならない」と強要するならば、信教の自由の保障を侵害することになりかねないのである。

かつて文部省宗教局は、特高警察が宗教に対しても不敬罪や治安維持法を適 用して宗教弾圧していたことに対して、自らが公認した公認宗教がそのような 事態にさらされないようにこれを保護する名目で、宗教局調査官が、公認宗教 の出版物や教義に国体の思想に反するところがないかどうかを、毎日調べるこ とをその仕事としていた。しかし、保護と統制は表裏の関係にあり、危ない思 想を公表することの無いように指導することによって、信教の自由は著しく侵 害される結果になったのである。現在、宗教課税が論議される状況を背景に、 宗務行政庁が、このような動向から保護するという名目で、宗教に公益性を求 める言動をしている現状は、直接教義に介入しているのではなくても、特定の 価値観を宗教に強要するものであって、信教の自由を侵害する危険性をはらん でいることを認識しなければならない。

もちろん、こう述べたからといって、宗教の活動に対して国は一切規制をすることができないといっているわけではない。信教の自由は時として法の規制に優先するほどの強い権利ではあるが、治外法権を与えているわけではないか

ら、国民に適用されているすべての法律は宗教にも適用される。宗教活動が他者の権利を侵害するなど、法律に違反する場合には、国はこれを摘発し、処罰する権利を有する。国家はその成員の安全を守り、これを保護する責務を負っているので、宗教に対しても法によって、これを規制する権利と義務があるというべきである。しかし、その場合でも規制はその違法な「行為」に対して行うのであって、違法な行為と関連があっても、その思想や理念については、これを規制の対象としてはならない。たとえ、反社会的と見える理念であっても、合法的な手段でこれを表明するにとどまっている場合には、これを規制してはならない。世俗社会も、何の価値基準も有しない価値的に中立な存在であるわけではないから、当然、世俗社会の価値観と宗教が提示する価値観が対立することはあり得るのであるが、その場合でも、国家は世俗の価値を宗教に強要する権利は有しないものと理解すべきである。

最初に述べたように、課税の有無と、公益性の有無は、本来的に関連するものではないので、宗教が「公益法人の認定に関する法律」に示されている「いわゆる公益」を志向するかどうかは、それぞれの宗教がその信仰上の必然性によって、自ら選択すべき問題であって、そのことによって、課税の有無が左右されるようなことはあってはならないことである。

たとえば、公益認定基準法では、請求があれば、その備え付け書類を「何人に対しても開示しなければならない」と定めている。いわゆる情報公開は、いかなる場合にも常に善であるかのような現在の風潮があり、情報を公開することを公益性があることの一つの目安としている。しかし、情報の公開は何のために必要なのであろうか。国家機関は国民の税金によって運営されている。したがって、公金の使途については、国民はこれを知る権利があり、これを監視する必要がある。国家の保有する情報が公開されなければならないことには、その理由がある。また、上場企業の経営情報は、公益性の問題とは別に、その情報によって投資するか否かを一般投資家が判断できるようにするためには、公開されている必要がある。しかし、憲法によって公金の支出が禁止されている宗教団体には、情報を公開しなければならないどのような理由があるのだろうか。単に非課税だからというのは、理由にならない。他人の財布をのぞき見

るような、野次馬的好奇心に対してまで、これに応える必要性はないものというべきだろう。宗教に対しては、激しい好悪の感情がつきまとうものである。宗教の情報が、広く一般社会に公開されれば、攻撃材料を見いだすためのあら探しの対象とされかねない。

宗教法人法は広く社会一般に対する公開義務は課していないが、「信者その 他の利害関係人」に対する情報の開示を義務づけている。しかし、この規定で さえ、乱暴すぎるのではないだろうか。利害関係人にまで情報を開示しなけれ ばならない理由はいったい何であるのだろうか。たしかに、宗教法人を支えて くれている信者に対しては、信頼関係を維持するためにも、一定の情報の開示 は必要であろう。しかし、宗教団体と信者との関係は、決して一律ではない。 たとえば、プロテスタントでは、予算・決算を含む教会の重要事項は、信者の 総会で決めることが、その信仰上の伝統となっている。一方、カトリックでは その信仰の立場から、司教に対して教区内の立法、行政、司法の三権を包括す る裁治権が与えられている。情報の開示によって、平信徒が司教権に介入する ような事態を招けば、カトリックの信仰が破壊されることにもなりかねない。 教皇制はカトリック信仰の要であるから、世俗法がこれをゆがめるような規定 を定めることは控えなければならないだろう。公益性を理由に一律の情報開示 を義務づけている現行法には問題があるというべきである。この問題に関して は、開示する情報の範囲、開示する対象などを含めて、各宗教法人が自主的に 定めることができるようにする必要があるので、宗教法人規則にゆだねるのが 適当なのではないだろうか。

このように公益性を巡る問題は、「公益的であることはよいことである」という世間における常識の故に、宗教に対しても「公益的」であることを要求する傾向がある。しかし、「いわゆる世俗における公益」が宗教の本質であるわけではない。宗教法人法第6条は「宗教法人は公益事業を行うことができる」と規定しているのであって、公益そのものが宗教の目的ではなく、宗教の本来的活動ではないことを示している。すべての宗教に対して、「公益的」であることを強要する風潮は、宗教の本来の性質を破壊しかねない危険性をもっているので、このような傾向に対しては警鐘を鳴らすべきであろう。